

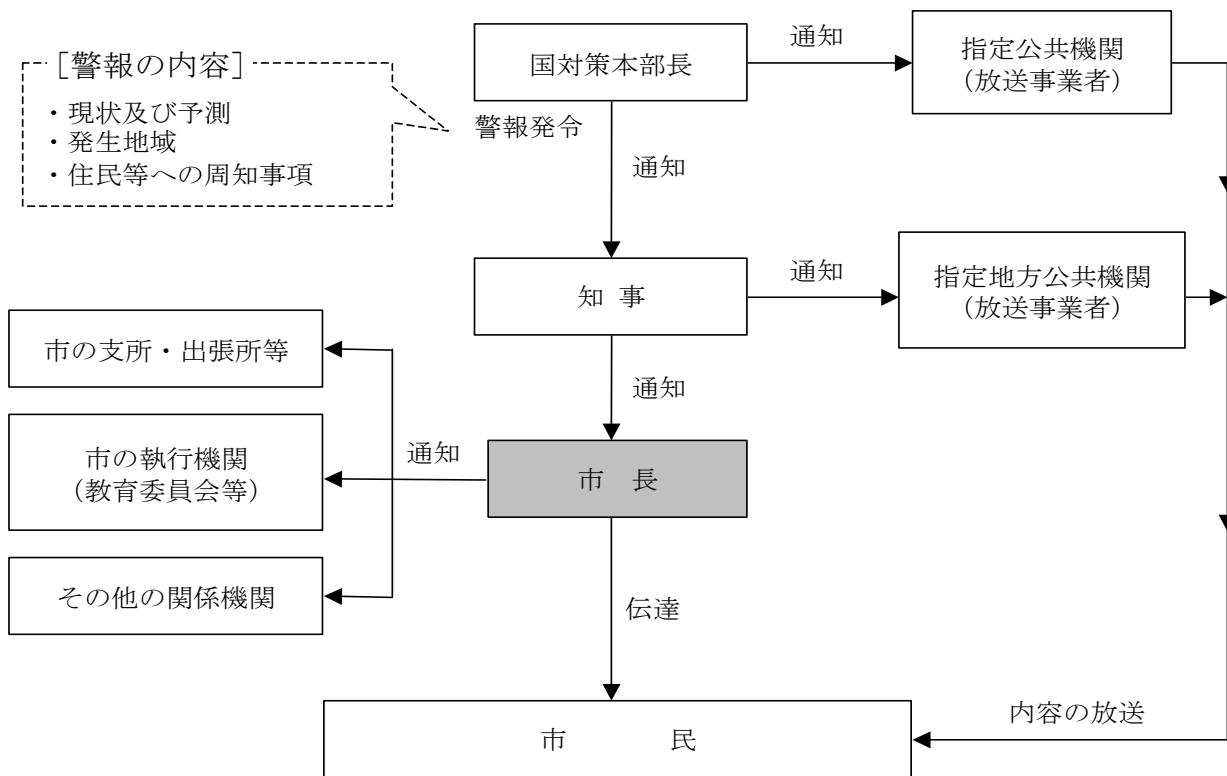
## 第4章 警報及び避難の指示等

武力攻撃事態等において警報が発令されたときの警報の伝達等及び避難住民の誘導等について定める。

### 第1節 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 【警報の伝達等の流れ】



【警報の内容】

- ・ 現状及び予測
- ・ 発生地域
- ・ 住民等への周知事項

#### 1 警報の伝達等 (法47)

##### (1) 警報の内容の伝達

市長は、知事から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに市民に警報の内容を伝達する。

#### 【警報の内容】

- 1 武力攻撃事態等の現状及び予測
- 2 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- 3 その他市民に対し周知させるべき事項

## (2) 警報の内容の通知

- ① 市は、他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表を速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

**2 警報の内容の伝達方法**

(1) 警報の内容の伝達方法については、市は全国瞬時警報システム（Jアラート）と連携している情報伝達手段により、原則として以下の要領により行う。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合  
この場合においては、国が定めたサイレンにより市民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合  
ア 原則として、サイレンは使用せず、ホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。  
イ 市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して市民に周知を図る。

(2) 市長は、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、以下の体制を整備する。

- ① 市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。
- ② 市は、消防本部等が保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うものとする。
- ③ 消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自治会、自主防災組織や災害時要援護者等に対し、効率的な伝達が行なわれるよう配慮する。

(3) 市は、警報の伝達を行う場合においては、工場、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設に対する伝達について配慮する。

(4) 警報の内容の伝達に当たっては、特に、高齢者、障害者及び外国人等に対する伝達に配慮するものとし、速やかに正しい情報を伝達し、避難などに備えられるよう、それぞれのニーズに応じた複数の伝達手段の整備に努める。

### 3 警報の解除の伝達等 (法51)

市長は、知事から警報の解除の通知を受けた場合、警報の解除の伝達及び通知については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。

なお、その他の事項については、警報の通知を受けた場合と同様に行うものとする。

### 4 緊急通報の伝達及び通知 (法100)

市長は、知事から武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）の発令に伴う通知があった場合、警報の伝達に準じて緊急通報の伝達・通知を行う。

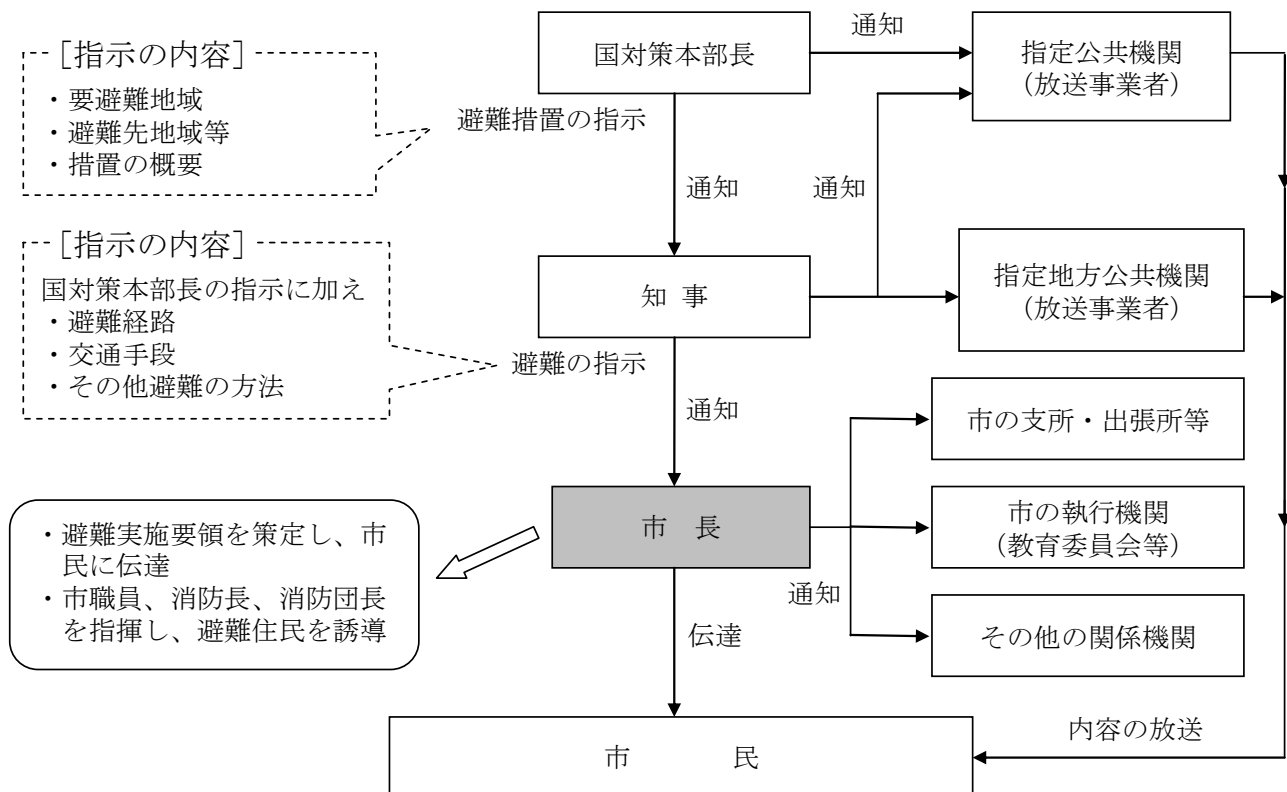
#### 【緊急通報】(法99I)

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、知事が武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるとき、緊急通報を発令する。

## 第2節 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づき、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行う。また、市民の生命、身体及び財産を守るためには、避難住民の誘導を行うことが極めて重要となることから、避難の指示の市民への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

#### 【避難の指示の流れ】



## 1 避難の指示の通知・伝達

### (1) 避難の指示の通知・伝達 (法 54)

- ① 市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事から、下記の避難の指示の通知を受けた場合、警報の内容の通知と伝達に準じて、避難の指示の内容の通知と伝達を行う。

#### 【避難の指示の内容】

- 1 要避難地域
- 2 避難先地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）
- 3 関係機関が講ずべき措置の概要
- 4 主要な避難の経路
- 5 避難のための交通手段
- 6 その他避難の方法

### (2) 知事から避難の指示の通知があった場合の対応

- ① 市域が要避難地域に指定された場合  
市長は、当該要避難地域の市民に対し、避難の指示を伝達する。
- ② 市域が避難先地域に指定された場合  
避難住民の受け入れができるよう、体制を早急に整備する。また、避難施設を早急に開設できるよう県に協力する。

## 2 避難実施要領の策定等 (法 61)

### (1) 避難実施要領の策定に当たっての基本的な方針

- ① 市長は、知事から避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊及び道路管理者等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。
- ② 避難実施要領の作成に当たっては、当該要領の通知及び伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

- ③ 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。
- ④ 避難実施要領は、原則として、県保護計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本であるが、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔なものとする。

**【避難実施要領に定める事項】**（法定事項）

- 1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- 2 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- 3 避難の実施に関し必要な事項

**【避難実施要領に定める事項】**（県保護計画で定められている事項）

- 1 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位  
避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
- 2 避難先  
避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
- 3 一時集合場所及び集合方法  
避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。
- 4 集合時間  
避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。
- 5 集合に当たっての留意事項  
集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。
- 6 避難の手段及び避難の経路  
集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。
- 7 市職員、消防職団員の配置等  
避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
- 8 高齢者、障害者等その他特に配慮を要する者への対応  
高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
- 9 要避難地域における残留者の確認  
要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

- |    |  |
|----|--|
| 10 | 避難誘導中の食料等の支援<br>避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。 |
| 11 | 避難住民の携行品、服装<br>避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。              |
| 12 | 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等<br>問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。                       |

## (2) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点を考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認  
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)  
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)  
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時集合場所の選定)
- ⑥ 災害時要援護者の避難方法の決定
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

## (3) 国対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開

始されるように、県を通じて、国対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(4) 避難実施要領の伝達・通知

市長は、避難実施要領を定めたときは、警報の伝達方法に準じて、直ちにその内容を市民に伝達するとともに、市域を管轄する警察署長、海上保安部長、自衛隊兵庫地方協力本部長、県地方対策本部長（中播磨県民センター長）等に通知するものとする。

### 3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導（法62）

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員及び消防機関を指揮し、避難住民及び誘導する職員等の安全の確保に十分に配慮のうえ、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として行う。ただし緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に基づき、避難経路の必要な場所に職員を配置し、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力が得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間における避難誘導においては、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の必要な場所に夜間照明を配備するなど住民の不安軽減のために必要な措置を講じる。

大規模集客施設からの一時滞在者等を避難誘導する場合、当該施設管理者と十分に連携し必要な対策をとるものとする。《資料編40P参照》

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、必要な場所に消防車両等を配備し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、必要に応じて自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による輸送を行う等保有する装備を有効に活用し、避難住民の誘導を行う。

また、消防団は、消防本部及び消防署と連携し、消火活動及び救助・救急活動を行うとともに、自主防災組織、自治会等の協力を得つつ避難住民の誘導を行う。

さらに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等に配慮する。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携（法63）

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下、「警察署長等」という。）に対して、警察官、海上保安官又は自衛官

(以下、「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。この場合において、市長は、その旨を知事に通知する。

また、市長は、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に、警察署長等から協議を受けた際は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らし、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

市長は、これらの誘導における現地での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるように、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設置し、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請 (法70)

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる地域住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供 (法8・62VI)

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他必要な措置を行う。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、市等の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者・障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を円滑に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

また、市が管理する老人福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園、保育所、特別支援学校等において、自ら避難が困難な者に対して、円滑に避難がおこなわれるために必要な措置を講ずるように努める。

なお、ゲリラや特殊部隊による武力攻撃に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いと予想されることから、時間的に余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討する。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わず要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、県警察と協力し、住民からの相談に対応するなど、住民の不安の軽減に努める。



(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。《資料編64P参照》

① 危険動物等の逸走対策

② 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者として市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、市民に周知徹底するよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

この場合、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、市長は、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

なお、市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等（法71・72）

① 市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

この場合において、市は、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。

② 原則として、市内の運送の場合は、市が運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して運送を求め、市の区域を越える運送の場合は、県から運送を求めるものとする。

③ 市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長にその旨を通知する。

(13) 帰宅困難者への対応

帰宅困難者及び滞留旅客が多数発生した場合、市は避難施設等必要な情報提供を行うとともに、情報の不足や流言飛語等による不安や混乱状態の発生を防止するための広報を行う。

また、市は、帰宅困難者等への対応について県及び隣接市町と連携を図る。

#### **4 避難住民の復帰のための措置**

(1) 避難の指示の解除の通知を受けた場合等の通知及び伝達 (法 55)

市長は、知事から要避難地域の全部又は一部についての避難の指示の解除の通知を受けた場合、原則として、避難の指示の通知等を受けた場合の対応等に準じて関係機関に通知及び伝達する。

(2) 避難住民の復帰のための措置 (法 69)

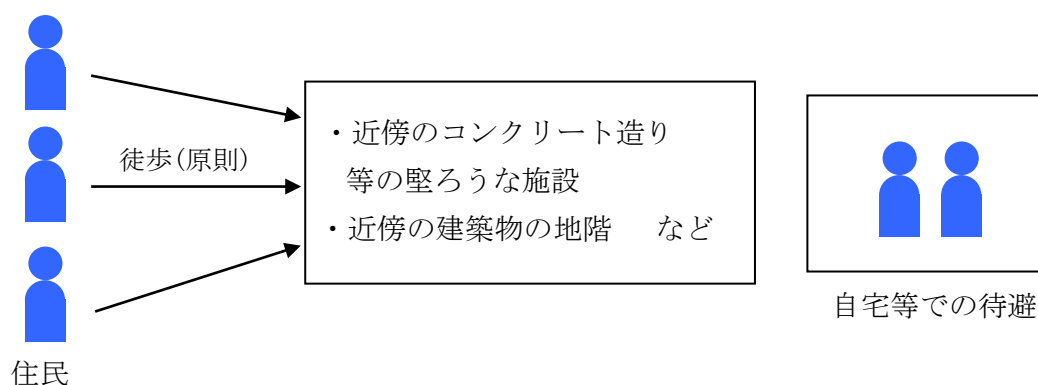
市長は、避難の指示が解除された場合、避難実施要領に準じて避難住民の復帰に関する要領を作成するとともに、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

### 第3節 避難の種類

住民の避難については、武力攻撃事態等の状況により様々な形態により実施することとなるが、避難先地域の区分に応じて、基本的な避難の種類を示す。

#### 1 屋内への避難

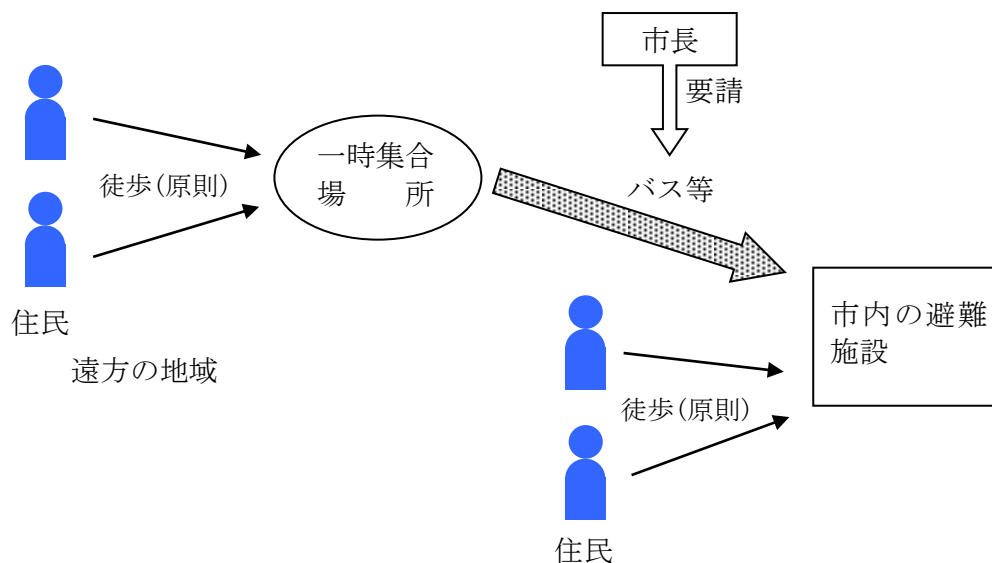
弾道ミサイル攻撃など極めて短時間での避難が必要な場合や、ゲリラや特殊部隊による攻撃が突発的に発生した場合などにおいては、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下施設に直ちに避難する。その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、2～4の種類により、他の安全な地域へ避難する。



#### 2 市内の避難

市内において避難する場合は、徒歩を原則として、市内の避難施設に避難する。

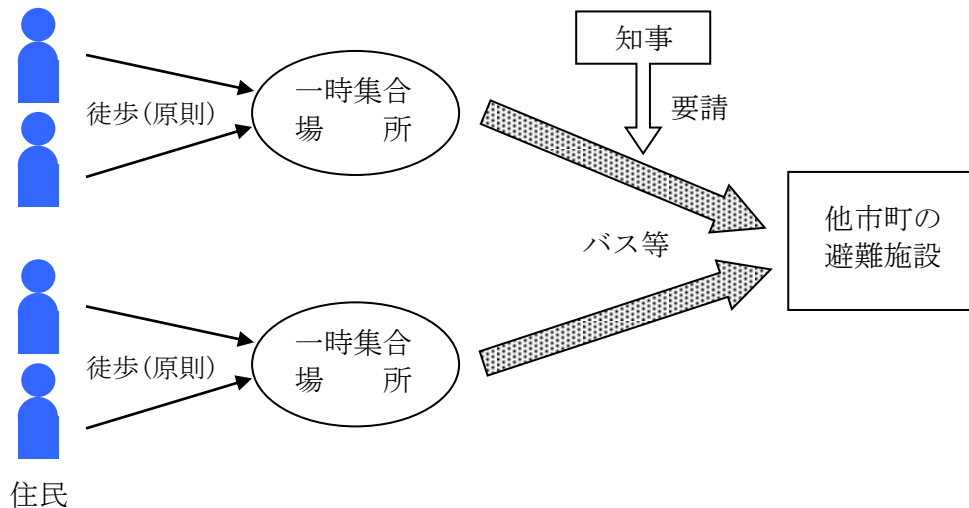
また、市内であっても遠方への避難が必要な場合は、市長が要請したバス等により避難を行う。この場合においては、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後に、バス等に分乗する。



### 3 県内他市町への避難

県内の他市町へ避難する場合は、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、知事が要請したバス等により避難を行う。

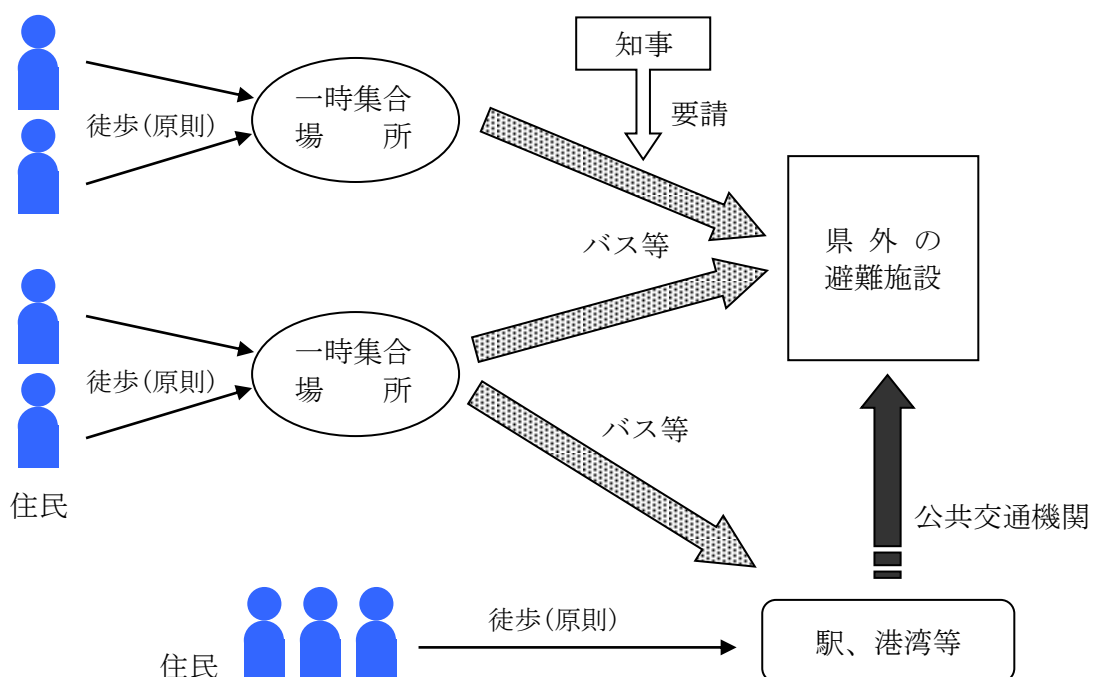
また、鉄道、路線バス等の公共交通機関が利用可能な場合は、当該交通手段による避難も行う。



### 4 県外への避難

大規模な着上陸侵攻等の本格的な侵略事態など他の都道府県への避難が必要な場合は、原則として、鉄道、船舶等の公共交通機関による避難を行う。この場合において、住民は、徒歩を原則として、駅、港湾等に集合し、指定された公共交通機関により避難する。

また、知事が要請したバス等により避難する場合は、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、バス等により避難を行う。



## 第4節 避難に当たって留意すべき事項

地域の特性や事態の類型等により、住民の避難の形態が大きく異なることから、それぞれの場面における避難に当たって配慮すべき事項について定める。

### 1 地域特性に応じた避難

#### (1) 都市部における住民の避難

多数の住民を実際に避難させる必要が生じた場合には、国対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、まず直ちに近くの屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努めるものとされている。

知事は、国対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、まず直ちに近くの屋内施設へ避難するよう指示することとし、その後の事態の推移に応じた国対策本部長の指示を待って対応するものとされている。

市長は、知事からの避難の指示を踏まえ、避難住民の誘導を行う。

#### (2) 家島諸島における住民の避難

家島諸島の全住民の避難が必要となる場合は、市は、県に対し、国並びに運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と調整し、全住民の避難が可能な運送手段を確保するよう要請する。

この場合、市は、輸送手段の確保の状況を踏まえ、島内の住民を輸送の拠点となる港湾へ輸送する車両などを確保し、各地区の住民に周知を行う。

#### (3) 自衛隊施設の周辺地域における住民の避難

市は、県と連携し、自衛隊施設の周辺における住民の避難については、避難施設、避難経路及び運送手段の確保に当たって、平素から国と密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等において県及び市が住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるよう、国と必要な調整を行うものとする。

#### (4) 石油コンビナート等特別防災区域の周辺地域における住民の避難

市長は、石油コンビナート等特別防災区域で、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、緊急の必要があると認めるときは、周辺の市民に対し退避を指示し、また警戒区域の設定等を行う。

## 2 事態の類型等に応じた避難

### (1) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施する。  
 なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。
- ② ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要である。
- ③ 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

#### 【状況に応じた避難の対応】

- 避難に比較的時間の余裕がある場合の対応  
 「一時集合場所までの移動」～「一時集合場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。
- 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応  
 当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。  
 特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

(2) 弾道ミサイル攻撃の場合

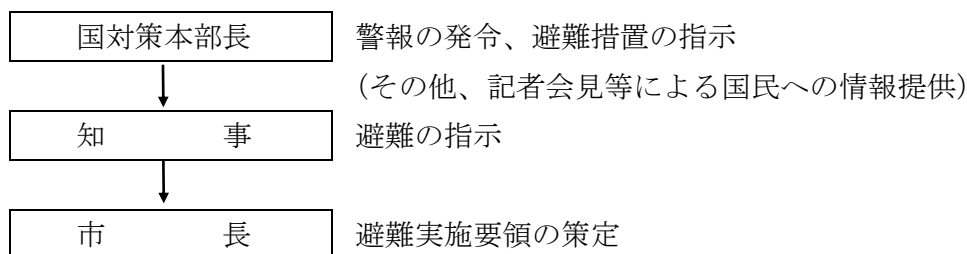
① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近くのコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。

② 避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

**【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】**

○ 国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



○ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市町村は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があるあり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

(3) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うこととする。

## (4) 航空攻撃の場合

急襲的に航空攻撃が行われる場合については、攻撃の目標地を限定せずに広範囲に屋内避難が指示されることから、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応を取るものとする。

## (5) 武力攻撃原子力災害の場合

武力攻撃原子力災害の場合については、市長は、知事より次のような避難の指示を受けて、避難誘導を行うこととする。

- ① 事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域と同様の措置（まずは屋内退避を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとする。）を指示
- ② なお、屋内避難については、コンクリート建屋への屋内避難が有効であることに留意する。

## (6) NBC攻撃の場合

NBC攻撃の場合については、市長は、県や関係機関と連携し、避難誘導等を行う者に防護服を着用させるなど、安全を図るための措置を講ずるよう努めるとともに、攻撃の特徴に留意しつつ、可能な範囲内で必要な措置を講ずる。

## 【NBC攻撃における避難の留意点】

攻撃の種類	留意点
核攻撃等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難</li> <li>② 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難</li> <li>③ 放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤の服用等を指示</li> </ol> </li> <li>2 放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 放射線の影響を受けない安全な地域に避難</li> <li>② 外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難</li> </ol> </li> <li>3 ダーティボムによる攻撃の場合 攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等への避難</li> </ol>
生物剤による攻撃	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難</li> <li>2 人や動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療</li> </ol>
化学剤による攻撃	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難</li> <li>2 化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難</li> </ol>